

令和 8～9 年度 里塚斎場再整備に係る整備可能性調査検討業務 業務仕様書

第 1 章 一般事項

1.1 適用範囲

1. 本仕様書は「令和 8～9 年度里塚斎場再整備に係る整備可能性調査検討業務」（以下「本業務」という。）に適用する。
2. 本仕様書に定めのない事項、又は解釈に疑義が生じた場合は、本市と十分協議のうえ決定するものとする。
3. 契約書に記載された事項は、本仕様書に優先する。

1.2 用語の定義

本仕様書において「指示」、「協議」及び「承諾」とは次の定義による。

1. 「指示」とは、本市が受託者に対して指導・助言することをいう。
2. 「協議」とは、本市と受託者の間に業務に関して疑義等が生じた場合に、話し合い、疑義等を解決することをいう。
3. 「承諾」とは、受託者が申し出た事項について本市が同意することをいう。

1.3 契約の履行に当たっての留意事項

受託者は契約の履行に当たって、次の事項に留意し、本業務を遂行すること。

1. 関係法規、規則等諸法令を遵守し、誠実に本業務を遂行すること。
2. 受託者は、本業務の遂行にあたり、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守し、個人情報の適切な管理及び安全保護を図るため、必要な措置を講じなければならない。また、本市から提供された資料、情報、及び本業務を通じて知り得た秘密（個人情報、聞き取り内容、技術情報等）を開発・公開・第三者に漏らしてはならない。なお、本業務終了後（本契約が終了し、又は解除された後）においても同様とする。
3. 業務履行期間内に本業務を完了するよう、作業の円滑化と進捗管理に努めること。
4. 契約図書及び本市の指示等に従い、本業務の意図、目的を十分理解した上で、最高の成果を得られるよう努めること。

5. 本仕様書において定められた事項を実施する際には、必ず本市との調整及び承諾を受けてから実施するものとし、承諾を得ずに実施した事項については、実施に係る責任や経費等は受託者が負うこと。
6. 本業務は定められた契約額で実施するものであり、本仕様書に記載はないが効果的と認められる事項であっても、本契約額の中で実施すること。
7. 本業務における制作物の著作権等は札幌市に帰属する。また、制作物に関して使用した資料や素材等に著作権が含まれるものは、その一切の使用許可も含めて制作すること。併せて、本業務に係る著作者人格権を行使しないこと。
8. 業務完了後6か月間は、成果物の内容に関する本市からの確認等に対応すること。
9. 本仕様書、本業務について疑義を生じた場合は、本市と協議を行い、その指示を受けなければならない。
10. 本仕様書に定めのない事項については、下記仕様書に準拠すること。
 - 札幌市建築設計業務委託共通仕様書
 - 札幌市土木設計業務共通仕様書
 - 札幌市地質・土質調査業務共通仕様書
 - 札幌市公共測量仕様書

1.4 業務処理責任者

1. 受託者は本業務の処理について直接雇用契約関係にある者の中から、業務処理責任者を定めること。
2. 業務処理責任者は、契約書、図書、仕様書等に基づき、本業務に関する一切の事項について責任を持つこと。
3. 業務処理責任者は、建築士法（昭和25年法律第202号）に基づく一級建築士の資格を有し、本業務における技術的な管理を行う上で必要な能力と経験を有する者でなければならない。また、市長が特別の理由があると認めた場合を除き、変更することができない。

1.5 再委託

1. 受託者は業務の一部について、協力会社への再委託を行うことができる。ただし、業務の主たる部分の再委託及び業務処理責任者を協力会社の者とすることはできない。
2. 再委託にあたっては、所定の書式により本市の承諾を得なければならない。ただし、コピー、ワープロソフト等による文書作成、印刷、製本、計算処理（構造計算、設備計算及び積算を除く）、トレース、資料整理、模型製作、透視図作成等の簡易な業務を第三者に再委託する場合は、本市の承諾を得なくともよいものとする。
3. 協力会社が札幌市競争入札参加資格者である場合は、指名停止期間中であってはならない。
4. 受託者は、協力会社に対して、設計業務の実施について適切な指導及び管理を行わなければならない。また、複数の段階で再委託が行われる場合においても必要な措置を講じなければならない。

1.6 提出書類

受託者は、下記に示す関係書類を遅滞なく提出し、本市の承諾を得ること。

1. 契約締結後速やかに提出する書類

- 業務着手届：2部
- 業務計画書：2部
- 業務工程表：2部
- 業務処理責任者等指定通知書：2部

※ 業務処理責任者等（業務処理責任者及び業務担当者）の資格（又は実務経験）及び直接的かつ恒常的な雇用関係を確認できる書類を添付すること。

2. 本業務の一部を再委託する場合提出する書類

- 再委託承認願：2部

※ 添付書類等については本市との協議とする。

3. 令和9年3月5日（金）までに提出する書類

- 部分完了検査願：2部

4. 業務完了時速やかに提出する書類

- 業務完了届：2部
- 成果物一式（第5章 提出成果物を参照のこと）

5. 協議及び承諾は、原則として書面により行うこと。ただし、本市が認めた場合はこの限りでない。

6. 受託者は、本市から指示があった場合、調査内容、調査データの根拠資料等を速やかに提出すること。

1.7 打合せ

1. 打合せは本業務着手時及び本業務の主要な区切りにおいて行うほか、業務の進捗状況を適切に管理するため、定期的に（月1回以上）本市との進捗打合せを行うこととし、本市に確認の上で議事録等を作成し、相互に確認すること。

2. 本業務の実施に当たって、受託者の業務処理責任者と本市は十分な連絡を取り、その連絡事項を記録し、相互に確認すること。また、重要な方針決定の実施前には、必ず事前協議を行うこと。

3. 現地調査で施設内に立ち入る際や、現地調査（ドローン飛行、ボーリング調査等）を実施する前は、本市を通してあらかじめ施設管理者等と連絡を取り、日程・時間帯等について必ず事前協議を行うこと。

4. 成果物提出の際、本市に対し、業務処理責任者から成果物についての十分な説明を行うこと。

1.8 環境への配慮に関する事項等

本業務の履行においては、環境に配慮し、両面印刷の徹底等により紙資源やエネルギーの節約及びリサイクルの推進に努めるとともに、環境関係等の法令を遵守すること。

第2章 総則

2.1 業務名

令和8～9年度 里塚斎場再整備に係る整備可能性調査検討業務

2.2 業務履行期間

契約締結日から令和9年（2027年）12月17日（金）まで

※ ただし、測量業務及び地質調査（ボーリング調査）については、原則として令和9年2月末までに（現地作業は、原則として令和8年度の降雪期前に）完了させるものとする。

2.3 業務対象区域

里塚斎場の敷地内及び隣接地（別紙1「対象区域図」参照、約16ha）

※ 業務対象区域は現時点における想定であり、本業務における提案内容、関係機関との協議、及び実地調査の結果等により変更となる可能性がある。

2.4 現地対象施設の概要

※ 現地対象施設の詳細な情報については、別紙2「対象施設概要」及び貸与資料「資料2：平成18年度里塚斎場大規模改修工事ほか改修工事図面」を参照すること。

項目	内容
施設名	里塚斎場
所在地	札幌市清田区里塚506番地
施設概要	火葬炉30炉（ほか、関係諸室及び駐車場等）
構造	火葬棟：鉄筋鉄骨コンクリート造（SRC造） 待合棟：鉄筋コンクリート造（RC造）

第3章 業務の背景、目的及び基本方針

3.1 業務の背景

本市には里塚斎場と山口斎場の2か所の火葬場がある。

里塚斎場は、昭和59年（1984年）の供用開始から41年が経過し、施設全体の老朽化が顕著となっており、機能維持が喫緊の課題である。また、葬送儀礼の変容（小規模化・多様化）に伴い、収骨室や駐車場の不足など施設面での課題も顕在化している。

令和36年度（2054年度）まで予測される火葬件数の増大や、令和18年度（2036年度）に予定している山口斎場の大規模改修に伴う全面休場を見据え、火葬需要に安定的に応えるため、令和5年度には「里塚斎場整備手法検討業務」（以下「令和5年度調査」という。）を実施するなど、里塚斎場の再整備に向けた具体的な検討を進めている。

3.2 業務の目的

1. 再整備の目的

里塚斎場の再整備は、将来にわたる火葬需要の変動に柔軟に対応するとともに、会葬者が故人との最後のお別れを惜しむ場である斎場を安全・円滑に利用でき、かつ慈しみと尊厳に満ちた平穏な葬送環境を構築することを最大の目的とする。この目的のもと、山口斎場の大規模改修期間中におけるバックアップ機能の確保や、令和36年度（2054年度）の火葬需要ピーク時においても円滑かつ安定的な運営体制を維持できる施設整備を目指すものである。

2. 本業務の目的

本業務は、測量、地質調査、造成基本設計、建築ボリューム検討、及び環境影響評価（自主アセスメント）の現地調査に基づき、「安全性」「環境配慮」「利便性・運用性」「経済性」等の多角的な視点から、複数の再整備案について客観的な比較検討及び実現可能性の検証を行うことを目的とする。

3. 本業務に関する計画

本業務は、本市の最上位計画である「第2次札幌市まちづくり戦略ビジョン・アクションプラン2023」並びに本市の火葬場・墓地行政に関する基本構想（札幌市火葬場・墓地のあり方基本構想）及び当該構想に係る実施計画（第2次札幌市火葬場・墓地に関する運営計画）を踏まえ、建設候補地、整備手法、費用の精査などについて詳細に検討するために実施するものである。

3.3 業務遂行の方針

1. 複数案による比較検証

本業務の比較検討対象とする3案（以下「当該3案」という。概要は別紙のとおり※。）について、安全性、環境配慮、利便性・運用性、経済性の観点から精緻に検証・比較し、PFI方式

等の最適な事業手法の選定に向けた基礎資料として整理すること。

※ 別紙については、企画提案により採用された3案を記載する。

2. 実地調査に基づく比較検証

ドローン測量や地質調査（ボーリング調査等）による客観的データに基づき、造成の安全性を含め、当該3案の課題や施工性について検証・比較を行うこと。

3. 地域の生活環境への配慮と調和

周辺地域の生活環境（以下「周辺環境」という。）に深く配慮するとともに、地域と共生することを意識した環境影響評価（自主アセスメント）を行い、当該3案が周辺環境に与える影響を検証（予測を含む）・比較し、当該3案で想定される環境保全措置を導き出すこと。

4. 利便性と効率的な運営

会葬者の利便性向上とともに、円滑かつ安定的な斎場運営を可能とする機能的な施設配置・屋外の動線計画について、当該3案の特徴を整理すること。

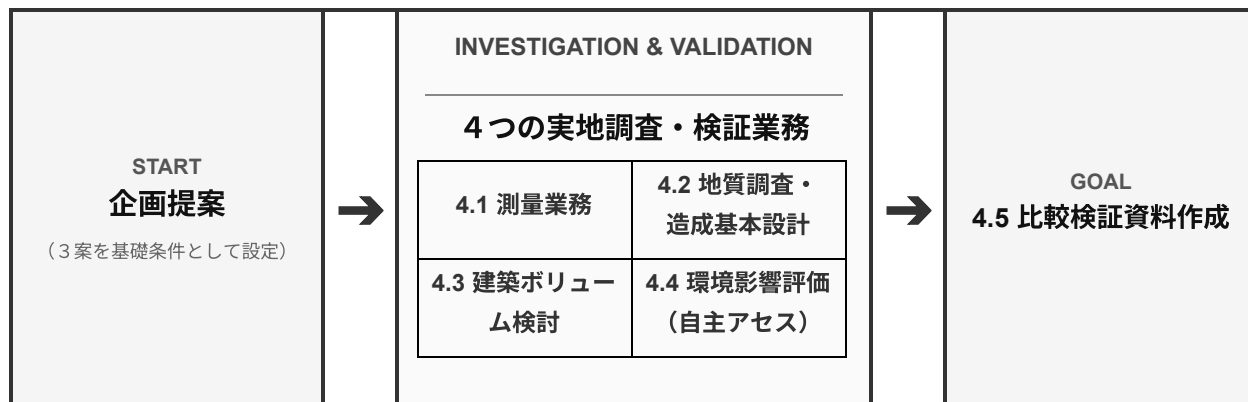
5. 透明性の確保と地域の理解促進

本市が地域や市民等に対して確かな裏付けに基づいた説明を行うことができるよう、検討プロセスの可視化、比較根拠の客観的な整理を意識して本業務を遂行すること。併せて、地域の理解促進を図るため、専門用語を避けた図表等による分かりやすい資料の作成に努めること。

第4章 業務内容（詳細仕様）

本業務は、受託者が公募型企画競争で提案した複数の配置・構造案（新築、増築、改修、現地建て替え等のアプローチから想定されるもの）3案について、以下の4.1から4.5までの業務を一体的に遂行し、各案の整備可能性を客観的に検証・比較するものである。

【業務プロセス・フローイメージ】



4.1 測量業務

当該3案を評価するにあたり、業務対象区域内の地形情報を正確に把握するため、以下の測量業務を実施する。作業にあたっては、「札幌市公共測量仕様書」及び「札幌市公共測量作業要領」によること。

1. ドローン（UAV）による3次元測量

対象区域の地形及び地物を正確に把握するため、ドローンによる写真・レーザー測量を実施し、高精度な地形3次元データ及びオルソ画像を作成すること。

2. 建設候補敷地等の設定及び網羅

当該3案が想定する建物配置、駐車場、造成計画、仮施設等々の敷地設定範囲をすべてカバーする形で測量範囲を設定すること。

なお、敷地が近接・重複する案については、業務の効率化のため、該当する各案の対象敷地を包含した一括の広域的な測量範囲を提案することも可能とする。

3. その他本業務に必要な測量の実施

上記1のドローン（UAV）による3次元測量を含め、当該3案の比較検討（建物や駐車場施設等の配置、動線等の検討、造成計画等）を安全かつ円滑に遂行するために必要となる測量を受託者が適切に実施すること。

4. 事前協議及び法令順守

- 測量の具体的な位置、範囲、及び詳細な調査項目等について、作業着手前に必ず本市と協議すること。
- 私有地については、原則として測量・立入り対象から除外すること。
- 国有地等の立ち入り・上空飛行が必要な場合は、受託者の責任において事前に関係機関への許可申請及び手続きを確実にを行うこと。
- 現地の立入りに際しては、事前に本市から交付を受けた「身分証明書」を常に携帯すること。

5. 履行時期

現地作業は、原則として令和8年度の降雪期前に完了させること。

併せて、データ解析等の机上作業についても、工程管理上、令和8年度末時点での具体的な成果物（出来高）をあらかじめ業務計画書等に明記すること。

4.2 地質調査及び造成基本設計業務

対象区域内は道路側から下方に向けて落ち込む、高低差のある地形となっている。この特殊な地形において安全かつ経済的な建設敷地をどのように確保するか、当該3案の造成計画の安全性・実現性を技術的に検証・比較する。

作業にあたっては、「札幌市地質・土質調査業務共通仕様書」及び「札幌市土木設計業務共通仕様書」によること。

1. 造成基本計画の策定

別途実施する建築ボリューム検討（4.3）で導き出された建物、駐車場、流水抑制施設等の必要施設ボリュームを安全に配置するための造成基本計画（切土・盛土計画、造成法面、擁壁位置等）を建築配置シミュレーションと密接に連動させながら、当該3案で作成すること。

2. 地質調査（ボーリング調査）及び解析等調査

造成基本計画に基づき、大型擁壁や主要構造物の設置が想定される箇所など、大規模な造成に伴う地盤リスクの把握が必要と判断される箇所を対象に地質調査（ボーリング調査）等を実施すること。

- **調査本数**
原則4本（深度30m程度）以上を想定するが、造成安全性の検証に最も効果的な地点を受託者が選定し、事前に本市と協議して決定すること。
- **試験項目**
標準貫入試験、孔内水平載荷試験及び土質試験等を実施し、造成工法や構造物基礎の判定に必要な基礎データを取得すること。
- **解析等調査**
得られた地質調査結果に基づき、軟弱地盤技術解析を含む地質解析等調査を実施すること。地盤の支持力、圧密沈下の影響、すべり安定性等について多角的に解析・評価を行う

い、当該3案における造成計画及び主要構造物基礎の成立性を技術的に検証すること。

3. 造成安全性の検証と比較・課題の整理

上記2の結果に基づき、当該3案の造成計画（特に滑り破壊防止や土圧等に対する擁壁の安定性、軟弱地盤対策等）が安全に施工可能か、専門的な見地からシミュレーション及び検証を行うこと。その上で、経済性・施工性・環境への影響等を比較検討した比較一覧表を作成し、それぞれの課題や特徴を抽出すること。

4. 造成概算費用の算出

当該3案において、土工、擁壁工、地盤改良工等にかかる造成工事概算費用を算出すること。

5. 事前協議及び法令順守

- 機械ボーリングを実施した場合は、一般財団法人国土地盤情報センターによる検定を受けた上で、国土地盤情報データベースへ登録し、検定証明書を提出すること。
- 私有地については、原則として地質調査等の対象から除外すること。
- 国有地等での地質調査等が必要な場合は、受託者の責任において事前に関係機関への許可申請及び手続きを確実に行うこと。
- 現地への立入りに際しては、事前に本市から交付を受けた「身分証明書」を常に携帯すること。

6. 履行時期

地質調査（ボーリング調査）の現地作業は、原則として令和8年度の降雪期前に完了させること。

4.3 建築ボリューム検討業務

将来の火葬需要（火葬炉25炉規模）への適合、会葬者の利便性、及び施設運営の効率性の観点から、当該3案における建物ボリューム、駐車場その他の必要施設ボリュームやその配置、動線の課題や整合性を検証する。

1. 施設規模の想定（前提条件）

● 想定施設規模（参考数値）

建築ボリューム及び配置検討にあたっては、令和5年度調査において火葬炉25炉規模とした際に、学術団体基準（「火葬場の建設・維持管理マニュアル（NPO法人 日本環境斎苑協会）」）等から参照した数値を基礎条件として以下のとおり設定する。

室・設備種別	想定規模・数量
火葬炉数	25炉

室・設備種別	想定規模・数量
告別室	2～4室
収骨室	13室
控室	25室
普通駐車場（計147台分）	会葬者用: 44台、身障者用: 4台、僧侶等用: 11台、従業員用: 54台、予備: 34台
バス駐車場	29台

- **規模想定に関する留意事項**

各諸室の詳細な所要面積やプログラムについては、将来的に予定している基本計画の策定時に改めて精緻な分析に基づき決定する。したがって、上記に示した諸室数や駐車台数はあくまで本業務（現時点）での参考数値であり、公募型企画競争の提案内容、その後の関係機関との協議、または本市との調整内容等に応じて、必要かつ柔軟に変更・調整される可能性があることを踏まえた計画とすること。

2. 将来変化への柔軟性（可変性・拡張性・メンテナンス性）

将来的な火葬需要の変動を想定し、将来的な増築や火葬炉の増設（スペースの確保）、レイアウト変更に対する当該3案の適応性について整理すること。また、将来火葬炉の修繕や大規模改修を行う際に、改修中も一部火葬炉の運用が可能となるような構造・配置が当該3案でどのように実現可能か検証すること。

3. 増築案を提案する場合における既存施設との整合・技術的検証

当該3案の中に、既存施設を残しつつ新たな棟を増築して一体運用する手法（以下「増築案」という。）が含まれる場合、その実現可能性を評価するため、以下の技術的事項について、既存図書（しゅん功図等）や現地調査に基づき検討すること。

- **建築動線変更及び平面構成変更の検討**

既存棟と増築棟を接続することに伴う、会葬者、管理職員、作業員等の動線計画の変更や、全体の平面構成（機能配置）の再編に伴う課題・整合性を検証すること。

- **設備ルートの変更計画及び機械室変更の概略検討**

既存の電気、空調、給排水衛生、及び火葬設備等の引込・幹線ルートの変更計画、並びに増築に伴う既存中央機械室等の変更・拡張、能力増強の必要性について概略的な検討を行うこと。

- **動線変更に伴う構造の許容性検討**

新旧建物の接続や動線の変更（連絡通路の設置、開口部の新設等）を行うにあたり、既

存建物の構造形式に対する物理的な加工の可否、耐震補強の必要性、及び構造的な許容性について概略的な検証・検討を行うこと。

4. 改修案を提案する場合における既存施設の調査・技術的検証

当該3案の中に、既存施設を活用・大規模改修等して運用する手法（以下「改修案」という。）が含まれる場合、その実現可能性を評価するため、既存図書（しゅん功図等）や各種調査に基づき、以下の検討を行うこと。

- **既存建築物の建築及び設備劣化度調査（既存資料閲覧及び現地調査）**

既存建物のしゅん功図書、過去の修繕工事履歴等を閲覧・精査し、その上で意匠・構造、電気・機械・火葬設備等の経年劣化状況について現地目視調査を実施し、劣化状況や今後の使用耐用年数を把握・評価すること。

- **構造コア抜き調査**

既存コンクリート躯体の物理的性能を評価するため、必要箇所（試験体数や採取位置は事前に本市と協議の上、決定すること。）においてコンクリートのコア採取（コア抜き調査）を行い、圧縮強度試験及び中性化深度試験を実施し、耐震性及び構造的健全性の客観的データを取得・検証すること。

- **火葬炉メーカーヒアリング及び改修可能性の総合検討**

既存火葬炉を流用・改修する場合における、性能向上対策、耐用年数の延伸可能性、及び現行技術基準への適応性を総合的に検討すること。検討にあたっては、火葬炉メーカー等の専門業者に対し直接ヒアリング調査を行い、技術的制約や施工上のリスク（作業空間の制限等）を抽出・整理すること。

- **中長期修繕計画の作成、修繕更新範囲の検討**

上記調査等の結果を踏まえ、既存施設を継続使用する上で中長期的に必要となる修繕更新計画を作成すること。これに伴い、再整備における初期投資としての「修繕・更新対象範囲（継続利用する箇所と、全面的に機器・設備更新する箇所との切り分け）」を精緻に検証・区分すること。

- **火葬炉搬出入・機器設置・排気ルートの検証**

既存躯体の制約下における火葬炉等、重量機器等の搬出入ルート、更新後の機器レイアウト、及び排気ルートの確保について、設備設計上の実現性を検証すること。

5. 増築案及び改修案における「既存不適格調査」の適用対象外

本業務において、増築案または改修案を検討・提案する場合における、現行の建築基準法その他関係法令に適合させるための「既存不適格部分」に関する詳細な遡及適用の有無の検証、確認申請図書レベルでの既存不適格調査、及び適合措置の詳細設計等は本業務の対象外（範囲外）とする。

6. 既往調査成果の参照及びヒアリング調査の実施

- 令和5年度調査において、上位・関係計画による位置づけ、関係法令・規制の整理、既存斎場の現状と課題、必要炉数、友引開場、事業手法の整理、及び市場調査（火葬炉

メーカー、建設企業等への聞き取り)等の基礎調査を完了しているため、本業務の遂行にあたっては、これらの既往調査成果を必要に応じて参照すること。

- 受託者は必要に応じて、里塚・山口両斎場の管理職員や火葬炉メーカー等の専門業者に対し、現在の管理・稼働実態に基づく課題や最新の技術的改善点についてのヒアリング調査を実施し、各整備案における建物ボリューム及び動線計画に反映すること。

7. 工事中及び山口斎場休場時における火葬需要確保計画の検証

里塚斎場の工事中(新築・増築・改修等)及び工事後に予定されている山口斎場の大規模改修に伴う全面休場期間中に、札幌市全体で火葬炉が不足しないための「フェーズ別火葬体制確保案」(概算コストを含む)を整理すること。

● 検討の視点

現里塚斎場を工事中に残して稼働させるための段階的な利用計画、山口斎場(または工事完了後の新里塚斎場)における火葬炉回転数の向上(火葬体制の一時的強化や受入枠拡大等)による需要対応可能性の検証、及びそれぞれのフェーズにおける安全な動線確保計画。

8. 整備案ごとの成果物作成

整備案(当該3案)ごとに以下の図書を作成し提出すること。

● 各平面図・立面図・配置図

建物ボリューム、ゾーニング、及び配置(新旧接続、改修範囲等を含む)が判別できるもの。

● 想定敷地図

造成範囲、将来的な都市計画決定が必要となる想定範囲が判別できるもの。

● 動線計画図書

各種動線(会葬者、管理職員、作業員等)の整理と特徴(交差や重複リスクの有無等)を示した図書。

● 工事フェーズ別整備フロー図

以下の各整備段階(フェーズ)におけるステップ及び移行プロセスを可視化したフロー図。

- 新築・増築工事または既存改修の工事を行う「整備・工事フェーズ」
- 整備した施設や改修部分への機能移転、運用の切り替えを段階的に行う「運用移行・切替えフェーズ」
- 山口斎場全面休場に伴い、里塚斎場(新斎場及び現斎場)の受入能力(火葬炉回転数の向上等)を一時的に向上させる「里塚斎場受入増強フェーズ」
- 既存建築物の解体、外構、駐車場、及び跡地整備等を行う「解体・外構整備フェーズ」(改修案においては改修後の外構整理等)

● 概算事業費及びLCC(ライフサイクルコスト)算出

初期整備費、既存修繕費、仮設工事費、及びLCC推計の比較整理。

※ 増築案・改修案を提案する場合は、躯体補強・設備更新費、火葬炉等機器入替費(改

修案のみ)、及び中長期修繕計画に基づく将来の修繕費をLCC推計に反映すること。

4.4 環境影響評価業務

周辺環境との調和を図るため、「札幌市環境影響評価技術指針」(以下「技術指針」という。)に準じ、当該3案において環境影響評価(自主アセスメント)を実施する。受託者は、制度の規定にとらわれず、事業特性に合わせた柔軟かつ効果的な調査・予測手法を提案すること。

1. 環境影響評価項目の選定

環境影響評価項目については、「交通量」のほか、技術指針別表4(その12「廃棄物焼却施設等に係る基本項目」)の中から、周辺環境への影響可能性が高い「大気質」「騒音」「振動」「悪臭」「植物」「動物」「生態系」を選定し、これら以外の項目については、必要に応じて選定し提案すること。

なお、「交通量」については、隣接する里塚霊園において墓参者が増加する時期の影響も捉えること。また、「交通量」及び上記「廃棄物焼却施設等に係る基本項目」のすべてについて、それぞれ「選定理由」又は「非選定理由」を客観的かつ科学的な根拠に基づき明確に示すとともに、選定した項目ごとに客観的な「環境保全目標値」を設定すること。

2. 影響の比較・予測シミュレーション

当該3案において、各整備フェーズ(工事・解体期間中、新施設稼働期間中等)における周辺環境への影響を定性的・定量的に予測・評価し、当該3案の違いを整理すること。なお、複数案間で地形や周辺状況等が類似している場合は、客観的な根拠を示した上で、特定の敷地を代表地点として評価に替えることができる。

3. 環境保全措置の検討

予測結果に基づき、周辺環境への影響を最小限に抑えるために想定される具体的かつ実効性の高い環境保全措置(低減策)を整理し、当該3案を比較検討すること。また、検討した環境保全措置は、本業務における建築・造成計画の試案に向けた「今後の検討課題及び重要ポイント(必要となるコストを含む。)」として整理すること。

4. 地域説明用資料の作成

本業務結果は、地域への説明に活用することを想定しているため、調査報告書本編のほか、専門用語を極力避け、図表等を用いた分かりやすい概要版を作成すること。

4.5 比較検証資料の作成(整備手法検討)

本業務で実施した上記4.1~4.4の調査結果、及び各種シミュレーションから得られた客観的知見を統合し、今後の再整備に向けた検討プロセスの透明性を確保するとともに、地域の理解促進や次フェーズの意思決定を行うための比較検証資料を作成する。

1. 並列型比較評価マトリクス作成

当該3案について、以下の「4つの評価軸」を中心に、それぞれの長所、短所、特有の課題、及び対応策を並列に整理した比較表を作成すること（※特定の案への恣意的な誘導を避け、当該3案の特徴が客観的に対比できるよう配慮すること。）。

- **安全性**

造成の信頼性（地質解析及び軟弱地盤対策の実現性等を含む）、災害時の事業継続性（BCP）、工事中・稼働中の安全性。※増築案・改修案を提案する場合は、既存棟接続部や既存RC（SRC）構造の経年劣化状況や構造安全性能を含む。

- **環境配慮**

周辺環境への影響予測（自主アセスメントの結果）、環境負荷低減の観点からの技術等。

- **利便性・運用性**

各種動線計画の円滑さ（増築案における変則動線に対する運用対策等を含む）、火葬炉の改修・メンテナンス時の制約、将来変化への適応性、及び山口斎場全面休場時の火葬需要バックアップ機能の確実性。

- **経済性**

初期投資額（造成・建築・設備・補修・仮設費）、及び将来の維持管理・LCC推計。※増築案・改修案を提案する場合は、既存建物耐震補強・設備・火葬炉の更新・改修等にかかるコストを含む。

2. 地域や市民等に向けた比較検証資料の作成

本市が地域や市民等に対し、確かな技術的根拠に基づいた丁寧な説明や、多角的な比較検討のプロセスを可視化して示せるよう、客観的で理解しやすい説明資料を作成すること。

第5章 提出成果物

5.1 報告書及び図書

受託者は、本業務の完了時に以下の成果物を取りまとめ、指定された形式にて本市に提出すること。

1. 報告書等（製本成果品）

No.	成果品名	数量	成果品の主な内容・範囲	備考・仕様
1	比較検証報告書 (本編)	5部	全体の検討プロセス、整備案の並列比較評価マトリクス、検証結果等を整理した総括報告書。	A4判、原則両面印刷、左綴じ製本。
2	比較検証報告書 (資料編)	5部	本編を裏付ける技術資料集。4.3の8に定める3案ごとの建築・造成関係図書（各平面・立面・配置図、想定敷地図、動線計画図、工事フェーズ別整備フロー図、概算事業費・LCC算出根拠等）、及びNo.4～7の成果資料（コピー等含む）をすべて網羅して一括合本（バインダー綴じ等）したもの。	A4判（図面等はA3判折り込み）、原則両面印刷。バインダー等により強固にファイリングすること。
3	比較検証報告書 (概要版)	5部	4.4の4及び4.5の2に基づき本編及び資料編のエッセンスをA4判数ページ程度にまとめた、概要報告書。	A4もしくはA3判、カラー印刷 ※詳細は本市との協議による

2. 原本・成果簿等（原本成果品）

現地調査や試験等のプロセスにおいて作成された生データや各種証明書、試験結果の原本について、以下の通り「各1式」を提出すること。

No.	成果品名	数量	成果品の主な内容・範囲	備考・仕様
4	測量成果原本 (公共測量成果簿等)	1式	4.1に基づくドローン3次元測量、現況測量等の成果データ原本、地形図原本等。	測量法等の関係規定に基づき、検査・検定を受けた成果一式。
5	地質調査成果原本 (柱状図・土)	1式	4.2に基づく機械ボーリング地質柱状図原本、土質試験結果	国土地盤情報データベース登録・検定証

No.	成果品名	数量	成果品の主な内容・範囲	備考・仕様
	質試験結果等)		書原本、地質・地盤解析技術計算書原本。	明書等を含む成果一式。
6	コンクリートコア抜き調査原本 (試験報告書等)	1式	4.3の4に基づくコンクリートコア採取位置図、圧縮強度試験報告書原本、中性化深度試験結果原本。	試験機関が発行する公的な試験結果報告書原本。
7	環境影響評価 (自主アセスメント) 報告書原本	1式	4.4に基づく自主アセスメント評価書原本、及び各種現地測定データ原本(騒音・振動・交通量等)。	計量証明書等がある場合は原本を添付すること。

3. 電子データ (電子媒体成果品)

将来的なデータの加工や再利用、庁内共有のために以下の電子データを提出すること。

No.	成果品名	数量	成果品の主な内容・範囲	備考・仕様
8	電子データ (CD-ROMまたはDVD-ROM)	2部	上記No. 1～7のすべての報告書PDFのほか、各報告書及び成果物の原データ (Word、Excel、PowerPoint、CADデータ等) を格納すること。なお、CADデータについてJWCAD以外のCADを使用した場合は、使用したCADファイルのほかにDXF形式に変換したファイルも併せて格納すること。	提出媒体はCD-ROMもしくはDVD-ROMに限定するものとし、USBメモリ等による提出は不可とする。各ディスクのレーベル面には業務名、受託者名、作成年月、ディスク番号、ウイルス対策に関する情報等を明記すること。

第6章 特記事項

1. 疑義の解決

受託者は、本仕様書に定めのない事項、または仕様書の解釈について疑義が生じたときは、本市と誠意を持って協議し、決定するものとする。

2. 地域や市民等への進捗報告等における協力

本業務の履行期間中、本市が地域や市民等に対して業務の進捗状況について報告等を行うにあたり、受託者は説明資料の作成、及びその他必要な協力を行うものとする。

また、本市が主催する地域住民等を対象とした現地見学会が開催される場合、受託者はこれに協力すること。